

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和七年十一月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年十一月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社福寿建設

香芝市真美ヶ丘五丁目一八番二一号

代表取締役 福寿猛

奈良県知事許可（特―七）第一二四三九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和七年十一月二十一日から同月二十七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社福寿建設は、同社の業務に関し、令和二年九月一日から令和五年八月三十一日までの三事業年度にわたり架空の外注費を計上することにより所得を秘匿し、法人税及び地方法人税を免れ、法人税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）に違反し、令和七年十月十七日に奈良地方裁判所から罰金の判決を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当します。